

なお、基準告示に定める応急仮設住宅の設置のために支出できる費用の算定に当たって想定されている費用は、次の費用である。

- a 酷暑地や極寒地を除く地域における暑さ寒さ対策のため躯体に使用する断熱材の費用
 - b 特別な仕様を除く便所、風呂及び給湯器（風呂用、台所可もあり）等の整備費用
 - c 応急仮設住宅の周辺の屋外及び屋内の給排水等の衛生設備、電気設備及びガス設備（ガス台含む）等の整備費用
 - d 段差解消を図るための手すり、スロープ等を一部に設置する費用
- ③ 敷地内の外灯、簡易舗装等の外構整備及び冷暖房機器等の建物に附帯する設備については、応急仮設住宅の附帯設備として認められるので、次により取り扱うこと。
- a 法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額以内で整備できる場合は整備して差し支えない。
 - b 基準告示に定める応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の算定上、常時必要な設備と予定していないので、この費用の額以内で整備できないが、特に必要と認められる場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。
- ④ 建物に附帯しない器具・備品の類は、原則として応急仮設住宅の附帯設備の対象とならない（ガス台、電灯の傘等は附帯設備とされている。）ので、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与等として取り扱うこと。

【参考】「応急仮設住宅の附帯設備」と「被服、寝具その他生活必需品」

- ・ 応急仮設住宅の一部となる附帯設備は、原則として設置工事を伴い、躯体に固定された（持ち運びできない）設備をいう。
- ・ 持ち運びできる器具等は原則として被服、寝具その他生活必需品の範囲に含まれると解される。
- ・ 応急仮設住宅の引き渡し時に整備済みの電球、電灯の傘、ガス台、消火器等の類は、特例的に法による応急仮設住宅の費用として差し支えない。

(注1) 法による応急仮設住宅は、通常の住宅と異なり、その性格から、何の準備もない者が、直ぐに入居して使用できるように、最低限の整備がなされているのが通常だからである。

(注2) 電球、電灯の傘、ガス台等について、被服、寝具その他生活必需品で対応することも勿論差し支えないが、この場合、同費用で応急仮設住宅にあらかじめ整備して入居させるか、入居後に直ちに給与又は貸与するよう留意すること。

- ⑤ 法による応急仮設住宅の建設用地は公有地を原則とするほか、特に問題がないときの被災者の土地等、無償提供される土地を予定しているので、法による応急仮設住宅の設置のため支出できる費用に土地借料は想定していない。
- a 法に定める応急仮設住宅は、通常、その建物を指し、用地は予定していない。
 - b 原則として用地は被災地方公共団体等が確保するものと考えられており、有償の用地確保は次の理由から困難であると考えられる。
 - (a) 法第3条の規定等から、応急仮設住宅の用地は都道府県が市町村等の協力も得て、事前に確保等しておくことが期待されていること。

(b) 災害発生直後の混乱期に、適正価格を維持するための価格交渉は困難であり、有償による用地確保は、迅速な用地確保を損ねる可能性があるなど、災害時の緊急事態になじまないこと。

【参考】阪神・淡路大震災や東日本大震災における例

- ・ 当初の用地確保時点では、固定資産税を減免しなかった市町村が、民有地に同額程度の借料を支出した例もあったようであるが、減免市町村との均衡も考え、対象経費として計上して申請されなかった。
- ・ つまり、公租公課等の土地所有に伴う義務的経費は原則として免除し、免除せずに地方公共団体が負担した場合も、統一的に無償提供された土地と見なし取り扱うこととしたものである。
- ・ 応急仮設住宅の供与期間が2年を超えた時点で、当該期間を超える用地確保は予定されていないため、民有地の借料に限り特例的に支出することも考えられ、公租公課相当程度の額は予算化したが、今後への影響を考え、関係者の了承も得られたことから執行されなかった。

c 応急仮設住宅の用地の借料は、以上のように通常は困難と考えられるが、阪神・淡路大震災を上回るような大都市部の著しく大規模な被害をもたらす災害については、特別の事情により内閣総理大臣の特別基準を設定し、支出を認める場合も考えられるので、そのような場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(注) 法第4条第1項第1号の規定は、応急仮設住宅の供与となっており、供与の概念は建物を設置するのみということを超えていると解しうる。

イ 建築資材等をリースにより法による応急仮設住宅を設置するとき（以下、「リース方式」という。）は、次により取り扱うこと。

(ア) リース方式の場合は、次年度以降に費用負担が生じる可能性があるが、災害救助費が翌年度にわたる債務負担を想定していないことから、契約は単年度毎の契約とし、(イ)により年度毎に必要な経費を支出することが原則であるが、従来(ウ)により取り扱う事例も多い。

(イ) 単年度契約とし、年度毎に必要な経費を支出する場合は、各年度の応急仮設住宅の設置のため支出できる費用の額、次年度以降の設置継続の要否及びその期間、次年度以降の予算措置、契約の方法等の問題があるので、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(ウ) リース方式により法による応急仮設住宅を設置し、建築資材の2年間分のリース料、解体撤去時の解体撤去費用等を含め、前払として設置年度に支払った場合は、次の理由からその額を当該年度の費用として差し支えないこととしている。

なお、設置年度に前払いできる費用は、原則として契約時に払う2年間分以内の建築資材等のリース料及び解体時の解体撤去費（最低限必要な敷地復旧費を含む。）の範囲内に限る。

- ① 当該年度に支出したものであること。
- ② リース方式の場合、経費の大半が建設に伴う工事費であり、このほか、建築資材の2年間分のリース料及び解体撤去時の解体撤去費用等を含めて当初に一括払いの契約が行われているのが通例であること。
- ③ 入居者の精神的安定を図るため、一定期間の居住期間を確実に確保しておく必要があること。

- (エ) リース方式による法による応急仮設住宅を(ウ)により取り扱い、2年末満で供与を中止する場合は、原則として次によること。
- ① 2年間の供与を想定して支出できる費用を定めていることから、原則として、契約に当たっては、極めて短期間のうちに途中解約した場合には返還金が生じる契約とすること。
 - ② 概ね2年程度の供与が予定され、途中解約時に返還を求める契約より返還を求めない契約の方が割安となるなどの理由により、返還を求める契約をする場合は、契約前に内閣府と十分に調整を図ること。
この場合、交付決定時の交付条件が変わるので特に留意すること。
 - ③ リース料に返還金が生じた場合、災害救助費負担金の確定時に精算することができる場合は、確定時に精算すること。確定後に返還金が生じた場合には、その返還金の一部を国庫に返還すること。

(5) 留意点

- ア 法による応急仮設住宅（リース方式によるものは除く）は、その設置後は補助事業により取得した都道府県の財産となり、都道府県によって維持・管理されることを原則とする。
- (ア) 補助事業により設置した応急仮設住宅は、設置後2年間は、内閣総理大臣の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

【参考】交付要綱

- 第13条 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 適正化法第22条及び適正化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき大臣が定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第1及び第2に定める期間並びに第4表に定める期間とする。

第4表

種類	構造又は用途	細目	処分制限期間
建物	応急仮設住宅	附帯設備を含む。	2年

- 3 都道府県は、本事業によって取得した財産について、前項の規定により定められた期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、申請書を大臣に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (イ) 財産処分の制限期間内は、内閣総理大臣の承認を得て処分することが必要であるが、通常、換価処分できるものは換価処分し、その収入は解体撤去等の処分のために必要となる経費に充て、なお残余があるときに負担率に応じた国庫返還金が課される。
- (ウ) 内閣総理大臣の定める処分制限期間経過後は、有償譲渡等を含め都道府県の定めるところにより自由に処分できるが、その費用（解体撤去等に必要な費用等を含む。）は都道府県が負担することを原則とする。

【参考】

阪神・淡路大震災では、次の理由により応急仮設住宅の解体撤去に必要な費用等(以下、「解体撤去費等」という。)を負担した。

- ・ 法第4条第1項第1号では、応急仮設住宅の供与と定められており、供与の概念は設置の概念を超えており、設置に要する費用を超える経費も対象となる可能性がある。
- ・ 現に、リース方式の応急仮設住宅の費用には解体撤去費等が含まれていると考えられ、また、避難所では、既存建物の現状復旧に要する費用等も対象としていること。

したがって、法的には解体撤去費等は必ずしも対象としないものではないとの考え方ができる。

- ・ 従来リース方式以外の解体撤去費等を認めて来なかつたのは、解体撤去時にはその他の救助は行われていないため、形式的に再利用価値額相当を差し引くと、計算上は、令第23条の規定により負担の対象とならない年間100万円未満の支出になることが多いことが通例であるなどの事情も勘案の上、通常は設置に要する費用のみを対象として運用してきたものと考えられる。
- ・ 阪神・淡路大震災では、前例のない設置戸数で、従来の再利用の需要を超え、国内の再利用市場を遙かに上回り、資材等は廃棄物として処分せざるを得ず、その再利用価値はないと判断せざるを得なかつたため、その費用も著しく多額となり、量的にも莫大で処分が困難であったことから、これを対象としない場合に、余りに被災府県に大きな負担を課す結果となるので、特例的に対象とした。

また、リース方式のものについても、用地の復旧のみ、通常、含まれている額を超えるものとして特例的に対象とした。

- イ 既存建物の利用については、応急仮設住宅の建設に代えて、民間賃貸住宅の借上げとして実施することが考えられる他、特別な事情がある場合には、次によること。
- (ア) 公有の倉庫等を、基準告示に定める応急仮設住宅設置のため支出できる費用を大幅に下回る額の範囲で改造等を行い、法による応急仮設住宅として供与することは、特例的に認めることもあるので内閣府と連絡調整を図ること。
- (イ) 公有の倉庫等を改造して法による応急仮設住宅として利用する場合は、改造後の居住性等を十分に勘案するとともに、供与期間終了後の退去等にも問題が生じないよう十分に配慮する必要があること。
- (ウ) 特に、被災者自身の所有する建物等を改造し、法による応急仮設住宅として供与することは制度の趣旨から原則として認められない。

【参考】

- ・ 阪神・淡路大震災では、大量の応急仮設住宅を早期に確保することが著しく困難であったため、一定期間、緊急に入居を必要とする要配慮者のみを対象に、賃貸住宅等を利用した法による応急仮設住宅を認めた。
- ・ 雲仙岳噴火災害では、ホテル・旅館等について一時借り上げ等を行ったが、一時的なものであり、地方財政措置により対応したので、地元自治体の事業と整理し、法による救助とはしなかった。

- ウ 法による応急仮設住宅の供与は、必ずしも無償提供を予定したものではないが、通常は

行政を経由しない次のような経費を除き、無償で提供されるのが通例である。

なお、内閣総理大臣が定める処分制限期間内に何らかの収入があった場合は、その内容によって国庫負担相当額が返還となる場合もあるので、内閣府と事前に連絡調整を図ること。

また、内閣総理大臣が定める処分制限期間経過後は、例え有償で提供されるなどの場合であっても、原則として国庫への返還は必要ない。

- (ア) 個人が負担すべき応急仮設住宅の維持及び管理に必要な経費
- (イ) 入居者の自治会等が徴収する共益費等

エ 応急仮設住宅への入居決定に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 応急仮設住宅への入居決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定されるべきであることから抽選等により行わないこと。

ただし、入居の順番又は希望する応急仮設住宅への割り当て等については必ずしもこの限りではない。

(イ) 入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきであるが、応急仮設住宅での生活の長期化も想定し、地域による互助等ができるように、高齢者・障害者等が一定の地域の応急仮設住宅に集中しないよう配慮すること。

また、従前地区のコミュニティを維持することも必要であり、単一世帯ごとではなく、従前地区の数世帯単位での入居方法も検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅は、入居者に対し一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくこと。

オ 応急仮設住宅は、一時的居住の場ではあるが、一定期間はそこで生活が営まれるものであることから、次の点に留意の上、地域社会づくりにも配慮すること。

(ア) 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流が図られるよう配慮すること。

(イ) 大規模な応急仮設住宅団地を設置したときには、団地内の地域社会づくりを進めために自治会などの育成を図ること。特に長期化が想定されるときには、これらの拠点として応急仮設住宅への集会施設の設置についても検討すること。

(ウ) 応急仮設住宅の集会施設は住民による自主的運営を原則とし、各種行事等のために活用されるものであるが、都道府県又は市町村、その他による生活支援情報や保健・福祉サービス等を提供する場所としての活用も可能である。

また、各種の情報入手が可能となるよう、必要に応じ情報通信機器の配備等を図ること。

(エ) 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会等を中心に、民生委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動や各種保健・福祉サービス等の提供が行われるよう配慮すること。

カ 法による応急仮設住宅への入居後は、一般的に法による救助を必要とする状況は解消されたと考えられ、法による救助は行われるのが通例であるので、次により、入居者が必要とする一般対策（災害復旧対策等を含む。）が十分に行き渡るよう配慮すること。

(ア) 関係市町村と連携を密にし、応急仮設住宅入居者に対し、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等、各種行政サービスが提供されるよう配慮すること。

- (イ) 特に、大規模災害等の後には、心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder, PTSD) に対応するため、中長期的な精神保健対策の実施に留意すること。
 - (ウ) 被災者によっては精神的な打撃のため要望等が顕在化しない事例も予想されることから、民生委員、保健師、その他各種行政相談員の訪問等により生活面や保健、医療面でのニーズの積極的な把握に努めること。
 - (エ) 行政サービスの提供に当たっては、(ウ) のような事例に留意し、通常の場合以上に利用者の便宜を考え、関係者が相互に連絡を取り合い、必要に応じチーム方式で対応する等、関係部局の連携が図られるよう配慮すること。
 - (オ) 大規模な応急仮設住宅団地には、入居者の日常生活の利便性の向上を図るため、必要に応じ商業施設の設置、路線バスの増・新設等を行うこと。
- キ 法による応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであり、経過的な状況にあることを認識し、次の点に留意の上、関係部局とも連携を図り、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援し、応急仮設住宅の早期解消に努めること。
- (ア) 恒久住宅需要の的確な把握
 - (イ) 住宅再建に対する支援策の周知徹底
 - (ウ) 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
 - (エ) 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
 - (オ) その他住宅等に関する十分な情報の提供等

【参考】平成27年9月関東・東北豪雨災害においては、民間企業より住宅の短期の無償提供の申し出があった。

※なお、このような場合は、被災者に対し、申し出を受けることで自力再建を果たしたとみなすことから、災害救助法による応急仮設住宅の提供は受けられない旨、よく説明しておくこと。

- ク 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、次により老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する応急仮設住宅（以下、「福祉仮設住宅」という。）を設置できる。
- (ア) 福祉仮設住宅は、段差解消のためのスロープの整備及び手すりの設置等に配慮するほか、その他の設備・構造面においても、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮すること。
 - (イ) 福祉仮設住宅は、老人居宅介護事業等による生活援助員等による支援や居住者の互助が図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、調理室、風呂、便所等の一部又は全部の共同利用を前提とした設備とすることができる。
 - (ウ) 福祉仮設住宅は、被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数として差し支えない。
したがって、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えないこととして差し支えない。
- (エ) 福祉仮設住宅の生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置することが予定されており、本法により配置することは予定していないので、次の点について担当部局と十分に連携を図る必要がある。
- ① 必要に応じて保健福祉施策により生活援助員を配置すること。

- ② その他、居住者が必要とする保健福祉サービス等が適切に提供される体制を整備すること。
- ケ 応急仮設住宅の集会施設は、概ね50戸以上の応急仮設住宅を概ね一つの敷地内に設置した場合に、居住者の集会等に利用するため設置できること。
- また、この場合、地域のコミュニティを確保するなど特別な事情等があると認められるときは、内閣総理大臣と協議の上、10戸以上50戸未満で集会等に利用できる小規模な施設を設置できること。
- (ア) 概ね一つの敷地内に設置した場合とは、同一敷地内のほか、近接する地域内に設置する場合も含む。
- (イ) 1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は内閣府と協議して個別に定めること。
- (ウ) 光熱水料等の維持管理費は都道府県が負担すること。ただし、市町村が各種サービスの提供に利用するため、その一部又は全部を負担すること、また、利用者の使用に当たっての実費徴収を妨げるものではない。
- (エ) 管理運営は原則として都道府県が行うこと。ただし、市町村又は応急仮設住宅入居者による自治会に委託することは差し支えない。
- (オ) (ウ) 及び(エ)のただし書きによる場合、関係者の協議により定めること。この際、都道府県は市町村等に過度の負担を課してはならない。
- (カ) 応急仮設住宅の集会施設は、次により、応急仮設住宅の一部として設置できることとしている。
- ① 応急仮設住宅の集会施設は、マンション等の集合住宅の共用施設の如きものと考え、共同生活型の応急仮設住宅の共用設備と同様に、応急仮設住宅の一部として設けることができることとしたものである。
- ② 応急仮設住宅の一部であるから、通常は基準告示に定める1戸当たりの規模及び設置のため支出できる費用の範囲で対応すべきであるが、50戸以上という比較的大規模な仮設住宅には、これを超えて別に設置できることとしたものである。

(6) 必要な書類

法による応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させた場合は、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 応急仮設住宅台帳
- ウ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- エ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 趣旨

ア 災害が発生したときには、備蓄物資を利用するほか、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被

害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して速やかに法による炊き出しその他による食品の給与を行うこと。

イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によること。ただし、調理等は可能であるが、原材料等を得られないため食物を得られない者に原材料等を提供することは差し支えない。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与は、災害による流通の支障等により食品が得られない、また、住家が被災し炊事ができないなど、金銭の有無に関わらず現に食物を得られない者を対象としていること。

(イ) 災害により食物を得られないという状況が発生したときに行うものであり、経済的な理由で食物を得られない者に対して行うものではないことから、現金給付又は食事券の支給等によることは考えにくい。

① 現金又は食事券等により食事ができるような状態であれば、法による救助を実施しなければならないような社会的な混乱は発生していないか、おさまったなどと考るのが基本的な考え方として根底にある。

② このような状態にあれば、法による救助の必要はなく、各自が購入すればよく、単に経済的な困窮等に対する給与であれば、法による救助とは性格が異なるので、必要であれば他制度で対応すべきとの考えである。

③ ただし、実際には、災害時に厳格な運用は困難なため、流通機能が回復し、自ら弁当等を購入できる状況であっても、避難所の設置期間中は、被災者が炊事ができない状態であるとして、法による炊き出しその他による食品の給与を継続することが運用上通例となっている。

(2) 期間

炊き出しその他による食品の給与ができる期間は次によること。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。

ア 法による炊き出しその他による食品の給与が必要な期間が予測できる場合、又は一定期間以上の給与の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議して定めること。

イ アにより給与期間を定められない場合は、とりあえず法による炊き出しその他による食品の給与期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて炊き出しその他による食品の給与が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により給与期間を延長できること。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とすること。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として基準告示に定める額以内とする。

(ア) 法による炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額は、日

々、個人毎にこの額の範囲内で実施しなければならないということではなく、炊き出しその他による食品の供与を実施するために要した総費用を1人1日当たりに割り返して算出した平均額がこの額の範囲内であればよいということであること。

- (イ) (ア) の1人1日当たりの計算に当たっては、原則として、大人も小人も全て1人とし、1食は3分の1日として計算すること。
- (ウ) 市町村長に救助の委任を行った場合は、原則として市町村毎に基準告示に定める額以内で実施することになるが、都道府県全体の平均がこの額以内で実施できる場合は、各市町村間の均衡を失しない範囲で都道府県知事が市町村長に対して基準告示に定める額を超えて支出することを承認して差し支えない。
- イ 法による炊き出しその他のによる食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食費、副食費、燃料費のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。
- ウ 被災者等に提供されなかつた原材料や弁当等の購入費は、法による炊き出しその他のによる食品の給与を実施するために支出できる費用として認めないことを原則としてきたが、大規模災害等、実態把握が困難で、かつ、人心の不安定な混乱期については、被災者の救助に万全を期する観点から、やむを得ない事情のため、被災者に消費されなかつたものについても、法による炊き出しその他のによる食品の給与を実施するために支出できる費用として認められることもあるので、内閣府と連絡調整を図って実施すること。

【参考】

阪神・淡路大震災では、被災者に配布された全てのものが必ずしも消費されたとは限らないこと、また、必要数の把握が極めて困難で、不足をきたすことが騒擾へつながるおそれもあったことから、避難所へ配布したもの等について被災者に提供されたものと見なす取扱いとした。

(注) 従来の取扱いにおいても、例えば他に輸送する手段がなく、一刻を争う状況にあり、航空機等により投下したが、荒天等により誤って海上に落下し紛失したもの等については、例外的に認められる場合があった。

- エ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費については、法による炊き出しその他のによる食品の給与を実施するために支出できる費用として差し支えない。

(4) 留意点

炊き出しその他のによる食品の給与が長期化したときには次の点に留意の上、食料の質の確保を図ること。

- ア 長期化に対応し、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用についても検討すること。
- イ 被災者やボランティア等の協力が得られたときには、多様なメニューを用意し、その中から希望に応じたものを給与する方法なども考えられる。
- ウ 適温食の確保を図る観点から、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にも努めること。
- エ 一定期間経過後は、被災者自らが生活を再開していくという観点、また、メニューの多様化や温かく栄養バランスのとれた食事の確保を図るという観点から、被災者自身による

炊事が重要であるので、避難所における炊事場の確保、食材・燃料等の提供、ボランティアの協力や被災者による互助の推進等に配慮すること。

- (ア) 避難所の簡易調理室の整備等については、原則として避難所設置のため支出できる費用による。
 - (イ) 調理に必要な鍋・包丁等の類は、原則として被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与によることとなるが、共同で利用する器具等の類は、簡易調理室の設備として整備して差し支えない。
 - (ウ) 法による炊き出しその他による食品の給与により必要な原材料等の給与又は調理等に必要な燃料等の提供を行って差し支えない。
 - (エ) 単に経済的困窮のため原材料等を求められない者に対する給与は法の予定するところではなく、応急救助を超えて、法による炊き出しその他による食品の給与は行えないもので留意すること。
- オ 一定期間経過後は、被災地の事業者の営業再開状況を勘案し、順次近辺の事業者等へ供給契約を移行させるなどにより、適温食の確保に配慮すること。

(5) 必要な書類

炊き出しその他による食品の給与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、そのことが著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- ウ 炊き出し給与状況
- エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
- オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

4 飲料水の供給

(1) 趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して、速やかに法による飲料水の供給を行うこと。

(2) 期間

法による飲料水の供給を実施できる期間は次により定めること。

- ア 法による飲料水の供給が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の供給の必要性が明らかな場合は、その期間とする。

ただし、この期間が7日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

- イ アにより供給期間を定められない場合は、とりあえず法による飲料水の供給期間を災害発生の日から7日以内で定めること。

- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により供給期間を延長できる。

- (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

- (イ) その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

- (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にい

ずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

ア 法による飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、給水又は浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水に必要な薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とすること。

イ 都道府県知事は、災害等により緊急に水道水を補給する必要があると認める場合は、水道法第40条の規定に基づき、水道事業者（市町村長等）、又は水道用水供給事業者（一部事務組合等）に供給を命じることができる。

（ア）この場合には、供給に要した実費の額が法による飲料水の供給に必要な費用として支出できる。

（イ）その他の場合であっても、法による飲料水の供給を実施するために支出できる費用として、水の購入費も認められるが、真にやむを得ないときに購入できるものとしたものであるので、運用に当たっては慎重を期されたい。

特に、市町村が自らの所有する水を購入する費用を計上し、一般会計と特別会計で収支をやりとりするが如きは、特別な理由がない限り認められないので留意すること。

【参考】阪神・淡路大震災では、水道用水供給事業者が被災地を含む一部事務組合であり、水の確保が難しい状況にあったことから、その購入費について対象とした。

ウ 法による飲料水の供給は、厳密に言えば、飲料水が不足するときに、飲料用の水のみを供給すべきであるが、法による救助として供給した飲料水を飲料用のみに限定して利用させることは現実的には困難であることから、やむを得ない事情にある場合には、次によることとして差し支えない。

（ア）供給した水を飲料用のみに限定して利用させることは実際上困難であり、また、現実的ではないので、飲料用以外に利用された水も含めて、飲料に適した水の供給全体を法による飲料水の供給として差し支えない。

（イ）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定により供給される生活用水等、他の制度によるべき水の供給は含まない。

(4) 必要な書類

法による飲料水の供給を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ウ 飲料水の供給簿

エ 飲料水供給のための支払証拠書類

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 配布

ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長すること。

とを原則とする。

(2) 対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(3) 留意点

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

ア 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

イ 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

【参考】阪神・淡路大震災では、避難所で共同利用した毛布等は避難所の設置、維持及び管理のため支出できる費用とし、法による被服、寝具その他生活必需品の給与の大半を応急仮設入居時に避難所で共同利用したものも含めないで行った。

(4) 基準額

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるので、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。

なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には内閣総理大臣に協議して実施すること。

また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について内閣総理大臣に協議して実施すること。

(5) 時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第26条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

また、世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(6) 現物支給

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (ア) 被服、寝具及び身のまわり品
- (イ) 日用品
- (ウ) 炊事用具及び食器
- (エ) 光熱材料

イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。

- (ア) タオルケット・毛布・布団等の寝具
- (イ) 洋服上下・子供服等の上着・シャツ・パンツ等の下着
- (ウ) タオル・靴下・靴・サンダル・傘等の身の回り品
- (エ) 石鹼・歯磨用品・ティッシュペーパー・トイレットペーパー等の日用品
- (オ) 炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の調理道具
- (カ) 茶碗・皿・箸等の食器
- (キ) マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固体燃料等の光熱材料
- (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊き出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資の給与状況
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類

(注) 法による物資と義援物資は实际上も書類上も明確に区分しておくこと。

6 医療

(1) 趣旨

災害が発生した場合には、必要に応じ速やかに救護班を編成・派遣し、次により、災害のため医療の途を失った者に対して法による医療を実施すること。

ア 法による医療は、災害により医療機関が喪失、機能停止、又は当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を必要とし、医療を受けられない者がいるときに、救護班を派遣して行われるものである。

イ 簡単な処置等しかできない診療所しかない地域に、複雑な処置等を必要とする重症患者が発生したときも対象として考えられる。

ただし、この場合、救護班による応急的医療と必要な医療が行える医療機関への輸送のみを法による救助の対象とし、その後の医療機関における医療は法による救助としてではなく保険診療等で行うことを原則とする。

なお、救急車やドクターヘリによる医療機関への輸送については、災害の発生に関わらず平時より運用されているものであることから法の対象とはならない。

ウ 被災地における医療であっても、通常の保険診療等が行われている場合、又は行える場合には、通常、法による医療を行う必要はない。

また、災害の混乱時に強いて治療をしなくとも平常時に復してから治療すればよいような疾病については、法の趣旨から原則として対象とならない。

エ 法による医療の範囲は、災害時における医療機関の混乱等が回復するまでの空白を一時的に補填する制度であるということに留意し、真に必要やむを得ない医療は十分になされなければならないが、同時に応急的な医療にのみ限定されるものであるため、救護班が要した費用の全てが必ずしも国庫負担の対象となるものではないことを留意されたい。

オ 法による医療は、いわゆる応急的な診療であって、予防的ないし防疫上の措置は原則として対象とならない。

【参考】阪神・淡路大震災では、医療が十分できるようにならなかった上、避難所生活が相当長期にわたったことから、救護班等が行ったインフルエンザの予防接種等は特例的に法による医療と認めた。

(2) 対象者

ア 医療を必要とする者は、その医療を必要とするに至った原因は問われない。

即ち災害により負傷した場合は勿論、災害とは直接関係のない原因によるものであっても、また、被災者以外の者でも、災害により医療の途を閉ざされた者には等しく提供されるものである。

したがって、災害発生前から継続している疾病等も、災害発生日以降にかかった疾病等も、等しく医療を受けなければならない必要性に変わりはなく、現に、受けられないという者には提供されなければならない。

イ 患者の経済的要件も問われない。

法による医療は、災害により医療の途が閉ざされたために行われるものであるから、例え経済的に余裕のある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることには変わりはないことから、金銭の有無にかかわらず現に医療を受けられない者には提供されるもの

である。

(3) 医療の範囲

法による医療は、次の範囲内において行うこと。

- ア 診療
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 医療の方法

イ 法による医療は、原則として、救護班で対応した応急的な医療とし、重篤な救急患者等については、救護班によりできる限りの応急的な医療を行うこととなるが、救護班で対応できない医療については、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送して対応すること。

この場合、原則として、救護班による応急的な医療及び患者の輸送についてのみが法による救助となるのは前述のとおりであり、このうち、輸送に要する費用は、基準告示で定める応急救助のための輸送費として整理すること。

ただし、命に関わるような急迫した事情があり、真にやむを得ない場合には、病院又は診療所において応急的に行う医療に限り、法による医療として行う途も開けている。

この場合、原則として、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、国民健康保険の診療報酬（次の（注1）及び（注2）の場合は協定料金）の額以内で法による医療のために支出できる費用として認められる。

（注1）病院又は診療所には、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。

（注2）医療には施術者が行うことができる範囲の施術を含む。

ウ 法による医療は、被災地の医療機能が混乱又は途絶等から法による医療が必要と判断される場合に、あらかじめ編成しておいた救護班等を被災地へ派遣し医療活動を行わせるものである。

（ア）あらかじめ編成しておいた救護班では十分な医療が確保できないときには、都道府県立又は市町村立の病院、診療所、日本赤十字社等の医師、薬剤師及び看護師等により救護班を編成すること。

（イ）（ア）により十分な要員の確保が困難な場合は、その他の医療機関等から雇い上げることも差し支えない。

（ウ）（イ）によるその他の医療機関等からの雇い上げが拒否されるなどのため、要員の確保が十分にできない場合には、必要に応じて法第7条の規定による従事命令により、これら雇い上げを拒否する医療機関等から医師、薬剤師及び看護師等を確保することもやむを得ない。

ただし、法第7条の規定による従事命令は強制権によるものであるので、できる限り当該医療機関の理解を得て雇い上げによる努力するなど、その運用に当たっては、慎重に取り扱われたい。

エ 救護班の医師等のスタッフは、当初は外科・内科系を中心に編成することとなろうが、災害の規模・態様を勘案の上、突発的な土砂災害等の災害の発生直後における精神的なシ

ショックや長引く避難所生活による心労等に対し、対応することも重要であるので、医療機関での治療が困難な場合などについては、必要に応じ適宜口腔ケア、メンタルケア、いわゆる生活不活発病予防等の健康管理に必要な保健医療専門職等のスタッフを加える等、被災地の医療や保健の需要を踏まえた構成として差し支えないが、内閣府と事前に連絡調整を図るなど、法による応急的な医療の範囲での適切な実施に努めていただきたい。

また、一般的には精神保健対策で実施されるものと考えられるが、災害発生直後の混乱期の応急的な医療として精神保健面から保健師を派遣せざるを得ない事情にある場合についても内閣府と連絡調整を図ること。

【参考】精神保健についての考え方

阪神・淡路大震災では、震災による精神的ショック、長期避難生活に伴うストレス、将来への不安による不眠や頭痛等のいわゆる心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder, PTSD）の問題が注目され、精神保健面の重要性が認識された。通常、これらは中長期的に精神保健対策で対応すべきであるが、大規模災害の被災直後の対策として必要で、他で対応できない場合に法による対応も考えられる。

- オ 個々の救護班が長期間にわたる活動を継続することは、個々の救護班に著しい負担を課すこととなるので、できる限り短時間での交代ができるよう、その要員の確保に努めるとともに、短期間交代に対応するため、常に円滑な引き継ぎができるよう配慮して実施されること。
- カ 救護班により提供される医療は、あくまでも災害によって失われた医療機能を応急的に代替するものであるので、被災地の医療機能が回復し次第、現地の医療機関にその機能を移行させること。
- この場合、救護班の撤収に当たっては、現に医療を受けている患者を地元医療機関へ確実に引き継がせること。
- キ 被災都道府県は、自らが編成し得る救護班では十分な救助がなし得ないと判断した場合は、速やかに他の都道府県に対し救護班の派遣要請を行うこと。
- 行政機関が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の派遣要請を行うことができない場合は、速やかに内閣府へ連絡し、派遣要請依頼の調整を図ること。
- ク 被災都道府県以外の都道府県は、次により救護班の応援派遣等について配慮すること。
- (ア) 被災都道府県と災害援助協定を締結している都道府県は、被災都道府県の要請に基づき救護班を速やかに派遣すること。また、状況に応じて、災害援助協定に基づき自らの判断により救護班を派遣すること。
- (イ) 災害援助協定を締結していない都道府県にあっても、状況に応じて、被災都道府県の要請を待たずに救護班を派遣することも考えられる。
- (ウ) 応援派遣される救護班は、初期の医療活動が自己完結的に行えるよう、最低限度の医薬品や医療器材のほか、食料・飲料水、その他の生活必需品等を携行し、必要に応じて野営等もできる装備で被災地入りすること。
- ケ 被災都道府県は、被災地外の都道府県から派遣された救護班を被災地内の医療需要に応じて適正に配置するための受け入れ調整を行うこと。
- 救護班の受け入れ調整は、地域の実情に詳しい保健所等において実施することが考えられること。

行政機能が混乱し、被災都道府県が自ら救護班の受け入れ調整を行うことができない場合は、速やかに内閣府に救護班の受け入れ調整を要請すること。

- コ 被災地外の都道府県から派遣された救護班は、被災地の都道府県の調整に従い救護班の活動を行うこと。
- サ 被災都道府県は、自らの判断により単独で被災地入りし、医療活動を行う者に対して、自らの調整の下に活動する救護班となるよう要請すること。
- シ 災害が発生した場合、救護班による医療提供を的確に行う上で、被災地における医療施設及び設備の被害状況、診療機能の可否の状況、医薬品及び医療用資器材等の需給状況、交通状況等の情報が不可欠であることから、関係部局と連携を図り、これらの状況を速やかに把握すること。

【参考】DMAT (Disaster Medical Assistance Team ; 災害派遣医療チーム) による災害医療活動について

日本DMAT活動要領、都道府県DMAT運用計画等に基づき被災地に派遣されるDMATにかかる費用については、災害救助法が適用され、かつ以下の要件を満たした場合に、法による医療として費用支弁を行うものとする。

- 1 都道府県とDMAT指定医療機関の間で締結された事前協定に基づくこと。
- 2 被災都道府県の要請に基づき、DMAT派遣が行われていること。
- 3 災害救助法が適用された市町村で救護（精神的医療ケアを含む）活動を行うこと。

なお、費用の支弁は、都道府県と医療機関との事前の協定、業務計画に基づくものとし、国庫負担の対象となる費用は、原則として次による。

- (1) 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費
- (2) 精神的医療ケアを行った際の実費
- (3) 救助のための輸送費及び賃金職員等の雇上費

(5) 期間

法による医療を実施できる期間は次により定めること。

- ア 法による医療が必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の法による医療の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が14日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより医療を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による医療を実施する期間を災害発生の日から14日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による医療を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により医療を実施する期間を延長できる。
 - (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) その他の場合には延長する期間を原則として14日以内で定めること。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) のいずれかの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(6) 基準額

法による医療のため支出できる費用は、原則として次による。

- ア 法による医療のため支出できる費用は、基準告示において、救護班による場合は、薬剤、

治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とすることと定められていること。

このほか、救護班が使用する消耗品の費用等が考えられるが、これらについては「修繕費等」の「等」に含まれると考えられる。

イ 救護班の一員として、医師、薬剤師、看護師、事務員、運転手等を医療業務に従事させたときの費用については、原則として次により取り扱うこと。

(ア) 地方公共団体に勤務する者は、旅費及び時間外勤務手当等の費用について救助事務費として整理すること。

(イ) 日本赤十字社の職員等については、法第19条の規定により委託費用として日本赤十字社に対して補償すること。

(ウ) 法第7条の規定により従事命令を受けた医師、薬剤師及び看護師等は、同条第5項の規定により、その実費を弁償すること。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は法第12条に基づき扶助金の支給が行われる。

(エ) その他の者については、応急救助のための賃金職員雇上費で取り扱うこと。この場合、救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者は、都道府県が雇い上げた通常の賃金職員等の例により取り扱うこととなり、法第12条による扶助金の支給対象とはならない。

ウ 法による医療のため支出できる費用は、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内と定められているが、原則として、これらについては、この額以内なら全て認められるということではなく、法の趣旨から、当然、特別な理由があり必要と認められる場合に、法による医療と認められる応急的な医療の部分に限り、この額内で行うことができるということであるので留意すること。

エ 救護所を設置したときの借損料（建物、仮設便所及び間仕切り等の設備、機械、器具並びに備品の使用謝金又は借上料）等は原則として次によること。

(ア) 日本赤十字社の設置する救護所については、「救助又はその応援の実施に関する必要な事項の日本赤十字社に対する委託及びその補償について」（昭和34年8月18日社発第428号厚生省社会局長通知）の記5の（2）により、法第16条の規定に基づく委託が行われ、法第19条により補償すべき費用となっている。

(イ) その他の救護所等については、通常、避難所内に設置され、避難所の設置のため支出できる費用と分かち難いことから、避難所の設置のため支出できる費用として整理されている。

したがって、避難所の設置のため支出できる費用と別に救護所の設置のための支出が必要な場合は、事前に内閣府に連絡調整して設置すること。

オ 救護班以外の者が任意に行った医療活動は、原則として、使用した医薬品衛生材料の実費等についても支出することは認められない。

ただし、DMATとの協定や医療に関する協定で対応できる範囲を超えるような災害の場合には、任意の医療活動を行うために被災地にいる医師等を近隣の者と解し、法第8条に基づく協力命令により都道府県知事の管理下に医療を行わせた場合は、当然、使用された医薬品衛生材料等の実費は支出できる。

なお、協力命令は、強制力を伴う従事命令と異なり、公用令書等による必要はない。また、都道府県知事から救助の委任を受けた市町村長の要請で、その調整下に行われた医療

も、都道府県が市町村長に法第8条の権限を委任したことを公示している場合には、協力命令による救助と解して差し支えないが、従事命令・協力命令等の命令については、基本的に都道府県が行うことが望ましい。

カ 通院中（在宅医療を含む。）の患者等で、災害のため薬剤等が得られないため、直接生命にかかわるような事態を招く者、又は、日常生活に重大な支障をきたす者に、必要な薬剤、水、電源、機・器材等を給与等した場合、これらの物資の購入・輸送等に要する経費で、他の制度によることができないものについては法による救助として、医療又は応急救助のための輸送費として差し支えない。

（7）必要な書類

法による医療を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

ア 救護班

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況

イ 都道府県又は委任を受けた市町村

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 医薬品衛生材料受払簿
- (3) 救護班活動状況（写）
- (4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
- (5) 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

7 助産

（1）助産の実施

法による助産については、原則として概ね法による医療の例に準じて取り扱われることとなるが、医療とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。

（2）期間

法による助産を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による助産が必要な期間等が予測できる場合、又は、一定期間以上の助産の必要性が明らかな場合等は、その期間によること。ただし、災害発生の日以前又は以後の7日を超えた分べんを対象とし、分べんした日から7日を超えて実施する場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより助産を実施する期間等を定められない場合は、とりあえずそれぞれの期間を7日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた分べん日又は期間内に法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による助産を実施する期間を延長できる。

（ア）延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

（イ）その他の場合には延長する期間を原則として7日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

法による助産は、分べんの介助、分べん前及び分べん後の処置、ガーゼ、脱脂綿、その他の衛生材料等の支給の範囲内において行うこと。

なお、法による助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割引以内の額とする。

(4) 必要な書類

法による助産を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 衛生材料等受払
- ウ 助産台帳
- エ 助産関係支出証拠書類

(注) 救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。

8 被災者の救出

(1) 趣旨

災害が発生したときには、災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出すること。

ア 災害のために、現に生命身体が危険な状態とは、必ずしも災害が直接的な原因となっていることは要しないし、また、その原因も不可抗力か本人の過失かなども問われない。

(注) 被災者とは、厳密には災害を原因とする者のみとも解せられるが、生命等に係わる問題で厳密な運用を行うことは必ずしも適切ではないので、通常、アにより運用している。

イ 現に生命身体が危険な状態とは、客観的に明らかに危険な状態にあり、早急に救い出さなければならない状態におかれているような場合をいう。

ウ 生死不明の状態とは、生死が判明しない者をいい、行方不明であるが死亡が明らかな者或いは死亡が客観的に推定される者については、後述の死体の捜索として行うこととしている。

なお、一般的な救出の期間である3日間経過後は、明らかに生存している者を除き、死体の捜索として取り扱うことが通例である。

ただし、明らかに生存している者がいる場合については、内閣総理大臣に協議の上、救出期間を延長できること。

また、法による災害にかかった者の救出も死体の捜索も、整理上の問題であり、実施する内容等は、基本的に何ら変わりない。

エ いわゆる通常の避難は、法による被災者の救出には当たらない。

オ 法による被災者の救出は、人の救出だけに限定される。

財産はもとより、救出される者が大切にしている愛玩玩具、動物等についても、原則として対象とはならない。

ただし、ともに救出しなければ、本人の救出に支障がある場合又は本人の精神に重大な支障をきたすおそれのある場合で、被災者全体の救出に特に支障がないときに、本人以外のものの救出又は運搬を妨げるものではない。

(2) 期間

法による被災者の救出を実施できる期間は原則として3日以内とする。災害のため生命又は身体が危険な状態にあるような者などの搜索又は救出は、最も緊急を要する救助であるから、3日以内で終了するよう努めなければならない。

ア 3日を経過した時点で、生存が明らかであるにも関わらず救出ができないときには、内閣総理大臣と協議の上、救出を実施する期間を延長できる。

イ 3日を経過した時点で、生死不明となっているときには、原則として法による死体の搜索に切り替えて実施すること。

この取扱いは、単に事務上の整理として被災者の救出から死体の搜索に切り替えて整理しておけば良いというもので、遺族の心情等を勘案し、改めて切り替える旨を公表する必要はないので留意すること。

なお、法による被災者の救出も死体の搜索も、救助の程度及び方法等についてなんら差異はないことは前述のとおりである。

ウ 救助種類の変更については公表せざるを得ない場合で、遺族等の心情から死体の搜索に切り替えることができないときには、内閣総理大臣に協議の上、法による被災者の救出として継続することもやむを得ない。

(3) 基準額

法による災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

ア 法による被災者の救出は、その性格から、人命の救助に必要であれば、真に必要やむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によるべきである。

イ 法による被災者の救出のために支出できる費用は、特に額の限度が定められていないが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならず、例えば、正当な報酬等の範囲内で救助に協力しないような者がいたときには、法第7条又は第9条の規定により強制権を発動する等の措置により、正当な価格の維持に努めることなども検討すべきである。

(4) 必要な書類

法による被災者の救出に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿

ウ 被災者救出状況記録簿

エ 被災者救出用関係支出証拠書類

9 被災した住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施

災害が発生したときには、必要に応じて建設事業者団体等の協力を得て、速やかに法による住宅の応急修理が必要な住宅の応急修理を行うこと。

また、円滑に応急修理を実施するため、実施要領（別添3「（災害名）における住宅の応急修理実施要領（例）」参照）を定めるとともに、あらかじめ応急修理を実施する事業者を指定しておく等手続きの簡素化を図られたい。

(2) 期間

法による住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するよう努めることとなっているが、災害の規模や被災地の実態等によっては、1月以上実施に要する事例もあることから、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣総理大臣と協議の上、実施期間の延長を行うこと。

【参考】平成19年（2007年）能登半島地震においては、被災地は、産業基盤が他の地域に比較して低位にある半島振興対策実施地域として指定されており（半島振興法）、実際に修理業者が不足しており、また、他都市からの修理業者の応援等についても、半島地域であることからそれほど多くは見込めないため、同年3月25日から7月25日迄の期間の延長をあらかじめ特別基準として対応した。

(3) 対象者

法による住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、災害のため住家に被害を受け、そのままで住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるような場合に、必要最小限の修理を行うものである。

また、実施に当たっては、応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれる場合であって、かつ、応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しない場合が対象となる。その趣旨は、法に基づく応急修理は、住家が半壊等の被害を受け、そのままでは住むことはできないが、その破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができるようになるものであるのに対し、応急仮設住宅の供与は、住宅が滅失し、自らの資力では住宅を確保できない者に対し、仮の住まいとして提供されるものであるので、その対象が異なるためである。

ア 法による住宅の応急修理は、災害により受けた住宅の被害等を補償するものではないので、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理のみを対象とする。

なお、被災者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

イ 住家が半壊等の被害を受けていても、残存した部分において差し当たりの生活に支障がないときは、法による住宅の応急修理の対象とはならない。

ウ 災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者の取扱いについては、前年（又は前前年）の世帯収入が、以下のいずれかを満たす世帯であることを要件とする。（大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、資力要件を問わない。）

	半壊		大規模半壊	全壊
要配慮世帯以外の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯年収 \leq 500万円	なし	なし
	世帯主が 45歳以上	世帯年収 \leq 700万円		
	世帯主が 60歳以上	世帯年収 \leq 800万円		
要配慮世帯	世帯年収 \leq 800万円			

(注) 要配慮世帯については、別紙1参照。

世帯年収については、別紙2参照。

エ 法による住宅の応急修理は、直接災害により住家に被害を受けたもののみを対象とすることを原則としているが、これは災害以外の理由によるものは、その原因者による賠償などで対応されるのが原則であるからである。

したがって、地震等により引き起こされた火災や地滑り等の二次災害、消火活動の破壊消防による損壊等は対象となり、その他、真にやむを得ない事情がある場合には、内閣総理大臣と協議の上、実施できることとされている。

オ 全壊又は全焼等の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、法による住宅の応急修理の対象とはならないものであること。

ただし、全壊等であっても修理すれば居住することが可能なら、内閣総理大臣と協議のうえ、住宅の応急修理の対象とすることが可能となっている。

カ 借家等の取扱いについては次によること。

(ア) 借家等は、通常はその所有者が修理を行うものである。

(イ) 借家等の所有者は、自らの資力をもって応急修理ができるだけの相当額の貯金又は不動産がなく、応急修理ができるだけの一時的な借金ができないとは考えにくいが、住宅の修理は前述のとおり住宅の再建又は住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行わず、また、居住者の資力をもってしては修理できないため、現に居住する場所がない場合は、応急修理を行って差し支えない。この場合、住宅所有者に行うものではないことから、そこに居住する世帯の数により行って差し支えない。

(ウ) 1人の者が複数の借家等を所有する場合、通常は所有者に修理する資力がないとは考え難いが、現に所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理し難い場合は、そこに生活する世帯が複数であれば、それぞれの世帯単位（ただし、2世帯以上で通常の1戸の住宅に居住していた場合は、原則として1戸とすること。）に、その支出できる費用の額以内で行って差し支えない。

(4) 基準額

法による住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

この基準告示に定める額を超える場合として特別基準の設定を認めたケースは、次の2つの要件をいずれも満たした災害である。

- ① 冬季又は冬季直前の時期であること。
- ② 特別豪雪地帯又は冬季の気温が摂氏マイナス10度以下の環境になる地域であって、寒さ対策として二重ガラスの設置など特別の配慮が必要であること。

ア 法による住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、大工、左官等の工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させたときにおいては、これら従事者の実費弁償の額についても、住宅の応急修理のために支出できる費用の額に含まれるものである。

イ 法による応急修理の基準告示の額は、日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分の修理にかかる費用として設定したものである。

したがって、世帯毎に基準告示の額の範囲内で修理するものであり、いわゆるプール計算（世帯によって、その費用が限度額を超えることがあっても、1世帯当たりの平均金額が限度額内であればよいとする制度）は、原則認められない。

しかしながら、世帯の規模、居住者の身体の状況等によって、この原則を貫くことが必ずしも適当でないときもあることから、全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内で実施できる限りにおいて、都道府県知事が合理的な理由に基づく方針を定め、これを超える修理を認めて差し支えない。

ただし、法による住宅の応急修理のため支出できる費用の額を超えた修理を認める場合、修理の程度について公平性を欠くことのないよう留意して認定すること。

また、この場合の認定は都道府県知事が行うこととし、市町村長に救助の委任をすることはできない。

ウ 全体の平均額が修理のため支出できる費用の額以内では十分な応急修理が実施できないときには、内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による住宅の応急修理は、住宅の現状復旧は勿論、災害による住宅の損害をある程度でも補填するような性格は全くなく、日常生活に不可欠な部分の一時的な修理であることに厳に留意し、被災者が起居するために最低限必要な応急的な修理の範囲内に留めること。

エ 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、1世帯当たりの額以内とすることを原則とする。

（5）留意点

ア 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

（ア）基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。

- ① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 内装に関するものは原則として対象外とする。

ただし、床や外壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、

以下の取扱とする。

応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、通常、畳等や壁紙の補修は、優先度が低いと解されるが、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合には、1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。

- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ 家電製品は対象外である。

【参考】住宅の応急修理にかかる工事例

- ・ 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む）
- ・ 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る）
- ・ 破損した柱梁等の構造部材の取替
- ・ 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。ただし、一戸当たり6畳を限度とする）
- ・ 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- ・ 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む）
- ・ 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- ・ 壊れた給排気設備の取替
- ・ 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- ・ 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、プラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- ・ 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む）

イ 手手続きの流れ

(ア) 災害発生前にあらかじめ行っておくこと

- ① 都道府県又は事務委任を受ける市町村（以下、「都道府県等」という。）が、応急修理（全体の手続の流れ、書類の記入方法、修理箇所の範囲等）について、業者に周知する。
- ② 都道府県等が業者指定を行う。必要に応じて追加削除等の指定業者リストの管理を行うこと。

(イ) 災害発生後の手続き

都道府県等は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と合わせて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは以下のとおり。

修理件数が著しく多数となり、事務処理作業に長時間を要することによる事務の停滞が予想される場合は、都道府県等の判断により、手続きを以下のとおり簡略化できるものとする。（数字は図1、2に対応）

通常の手続き		修理件数が著しく多数となる場合	
①	希望する被災者は、都道府県等の窓口に応急修理申込書を提出し、要件審査を受ける。 ※被害状況は、市町村が発行する「り災証明」によるものだけではなく被災者台帳等により被害状況が確認できる場合は、その方法でも差し支えない。	②	都道府県等は、応急修理の対象となる被災者に指定業者の斡旋や修理見積書等の工事に必要な用紙を提供する。
③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行う。	③	被災者は、指定業者を含む委託業者に、希望する修理の箇所を伝え、修理見積書の作成依頼を行うとともに、修理依頼書を渡す。
④ ④' ④''	委託業者は、修理見積書を（直接又は被災者を通じて）都道府県等の窓口に提出する。 ※修理見積書には、屋根・外壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。 ※委託業者は、被災者に対して修理見積書の内容を的確に説明する責務を有する。		
⑤	都道府県等は、修理見積書の内容を確認の上、委託業者に修理依頼書を交付する。		
⑥	委託業者は、修理依頼書が交付されたことを被災者に連絡の上、工事を実施する。		
⑦	委託業者は、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること	⑤	委託業者は、工事を実施し、工事完了後、工事写真等を添付の上、都道府県等に工事完了報告書を提出する。 ※工事完了報告書には、工事施工前、施工中、施工後の写真を添付すること。
⑧	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。	⑥	応急修理に要した費用を都道府県等に請求する。
⑨	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。	⑦	都道府県等は、実施要領に照らし審査を行った上で費用を支払う。 ※なお、住宅の応急修理に要した費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担するものとする。